



山形県公報

平成24年11月27日（火）
第2397号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1302
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）… 同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（村山総合支庁福祉企画課）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（ 同 ）…1303
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…1304
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定……………（ 同 ）…1305
- 地籍調査事業計画の決定……………（農村整備課）… 同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（庄内総合支庁農村計画課）…1306
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（庄内総合支庁農村整備課）… 同
- 民有保安林指定の予定……………（森 林 課）…1307
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1308
- 同……………（ 同 ）… 同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…1309

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定…………… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 第46回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる  
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…………… 同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…1310
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…1313
- 平成25年度山形県立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の募集人員……………（教育委員会）…1316
- 一般競争入札の公告……………（河北病院）…1320

## 告 示

### 山形県告示第1089号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成24年12月4日山形市に招集する。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第1090号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日       |
|-------------------|--------------------------------|-----------------|-------------|
| 小規模多機能ホーム ぴゅありす金池 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 米沢市金池七丁目6番60号   | 平成24. 11. 1 |
| あづま居宅介護支援事業所      | 居 宅 介 護 支 援                    | 米沢市大字李山8132番地11 | 同           |

### 山形県告示第1091号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                 | 事業所の名称及び所在地                            | 障害児通所支援の種類                | 指定年月日        |
|---------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 特定非営利活動法人アジェンダ<br>やまがた<br>山形市木の実町11番32号     | 音楽なかまプリモ<br>山形市木の実町2番17号 ダイヤ37<br>木の実町 | 児 童 発 達 支 援<br>放課後等デイサービス | 平成24. 10. 12 |
| 社会福祉法人牧人会<br>福島県西白河郡西郷村大字小田<br>倉字上上野原158番地1 | 山形ひかり学園<br>上山市金谷字金ヶ瀬1111番地             | 児 童 発 達 支 援               | 同 10. 1      |

### 山形県告示第1092号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|------------------------------|---------|------------|
| 株式会社タイヨウ           | ソーレ江俣デイサービス<br>山形市江俣一丁目9番15号 | 通 所 介 護 | 平成24. 6. 8 |

|                           |                                               |             |   |      |
|---------------------------|-----------------------------------------------|-------------|---|------|
| 株式会社カノン                   | 生活塾<br>山形市あかねヶ丘二丁目10番8号                       | 通 所 介 護     | 同 | 6.27 |
| 社会福祉法人福寿会                 | 短期入所生活介護 福寿草小荷駄町<br>山形市小荷駄町12番46号             | 短期入所生活介護    | 同 | 7.20 |
| 株式会社アドヴァンスケア              | 月あかり 名取<br>村山市大字名取447番地の1                     | 通 所 介 護     | 同 | 7.24 |
| 株式会社こしき会                  | ふれあいホーム本郷<br>村山市楯岡笛田四丁目1番55号                  | 通 所 介 護     | 同 | 9.7  |
| 株式会社東北ゆうあい                | はなことば天童<br>天童市南小畑三丁目3番20号                     | 特定施設入居者生活介護 | 同 | 9.28 |
| 特定非営利活動法人グループホームらふらんす     | らふらんす東根サポートセンター<br>東根市大字野川1318                | 通 所 介 護     | 同 | 7.9  |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>支部山形県済生会 | 地域密着型特別養護老人ホームやまのべ<br>荘<br>東村山郡山辺町大字大塚814番地の2 | 短期入所生活介護    | 同 | 7.1  |
| 株式会社カズコーポレーション            | い〜かお えがお<br>西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の<br>12         | 通 所 介 護     | 同 | 9.28 |

## 山形県告示第1093号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類     | 指定年月日      |
|--------------------|------------------------------------------|-------------|------------|
| 合資会社サポートハウス・ファミリー  | ふぁみりーケアプランセンター<br>天童市三日町二丁目6番7号          | 居 宅 介 護 支 援 | 平成24. 7.19 |
| 株式会社カズコーポレーション     | 居宅介護支援事業所 えがお<br>西村山郡河北町谷地中央四丁目4番地の<br>9 | 居 宅 介 護 支 援 | 同 9.14     |
| 株式会社きずな            | きずな居宅介護支援事業所<br>西村山郡西川町大字綱取35番地          | 居 宅 介 護 支 援 | 同 6.29     |

## 山形県告示第1094号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類          | 指定年月日      |
|--------------------------|-----------------------------------|------------------|------------|
| 株式会社タイヨウ                 | ソーレ江俣デイサービス<br>山形市江俣一丁目9番15号      | 介護予防通所介護         | 平成24. 6. 8 |
| 株式会社カノン                  | 生活塾<br>山形市あかねヶ丘二丁目10番8号           | 介護予防通所介護         | 同 6.27     |
| 社会福祉法人福寿会                | 短期入所生活介護 福寿草小荷駄町<br>山形市小荷駄町12番46号 | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 同 7.20     |

|                           |                                               |                     |   |       |
|---------------------------|-----------------------------------------------|---------------------|---|-------|
| 株式会社こしき会                  | ふれあいホーム本郷<br>村山市楯岡笛田四丁目1番55号                  | 介護予防通所介護            | 同 | 9. 7  |
| 株式会社東北ゆうあい                | はなことば天童<br>天童市南小畑三丁目3番20号                     | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 同 | 9. 28 |
| 特定非営利活動法人グループ<br>ホームらふらんす | らふらんす東根サポートセンター<br>東根市大字野川1318                | 介護予防通所介護            | 同 | 9. 27 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>支部山形県済生会 | 地域密着型特別養護老人ホームやまのべ<br>荘<br>東村山郡山辺町大字大塚814番地の2 | 介護予防短期入所<br>生活介護    | 同 | 7. 1  |
| 株式会社カズコーポレーショ<br>ン        | い〜かお えがお<br>西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の<br>12         | 介護予防通所介護            | 同 | 9. 28 |

**山形県告示第1095号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|------------------------|-----------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社ジャパンケアサービ<br>ス     | ジャパンケア山形下条<br>山形市下条町二丁目1番15号102号室 | 訪 問 介 護         | 平成24. 7. 31 |
| 株式会社ゆうあい               | はなことば天童<br>天童市南小畑三丁目3番20号         | 特定施設入居者生<br>活介護 | 同 9. 30     |

**山形県告示第1096号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|--------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社ジャパンケアサービ<br>ス | ジャパンケア山形薬師<br>山形市薬師町二丁目6番17号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成24. 7. 31 |

**山形県告示第1097号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ジャパンケアサービ<br>ス       | ジャパンケア山形下条<br>山形市下条町二丁目1番15号102号室 | 介護予防訪問介護 | 平成24. 7. 31 |

|          |                           |                     |   |      |
|----------|---------------------------|---------------------|---|------|
| 株式会社ゆうあい | はなことば天童<br>天童市南小畑三丁目3番20号 | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 同 | 9.30 |
|----------|---------------------------|---------------------|---|------|

## 山形県告示第1098号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日      |
|----------------------------|----------------------------------|------------|
| 社会医療法人二本松会<br>山形市桜町2番75号   | 地域活動支援センター おーる<br>山形市城南町二丁目4番25号 | 平成24. 8.31 |

## 山形県告示第1099号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調査地域                                                                                                                                                                                      | 調査期間                                        |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 山 形 市     | 長表、八ツ口、本屋敷、七十刈、檀野前、大字今塚、大字中野、大字見崎、大字船町、中道、八幡前、服部、境田町、沖町、樋越、長町、割田、高田、藤治屋敷、見崎川原、天神町、大字渋江、大字成安、下田、大字谷柏元上谷柏、大字谷柏元下谷柏、大字長谷堂、御手作、馬合、馬洗場、三社、塚野目、北田、南田、大字津金沢、大字片谷地、蔵王桜田、大字二位田、東二位田、大字前明石及び鑄物町の各一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで |
| 鶴 岡 市     | 添川、鷺畑、越沢及び大網の各一部                                                                                                                                                                          | 同                                           |
|           | 添川及び越沢の各一部                                                                                                                                                                                | 平成23年11月30日から平成24年8月31日まで                   |
| 酒 田 市     | 山谷、山谷新田、檜橋及び山楯の各一部                                                                                                                                                                        | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで |
| 上 山 市     | 松山三丁目及び長清水の各一部                                                                                                                                                                            | 同                                           |
| 長 井 市     | 成田、森、宮、平山、九野本、寺泉、勸進代、草岡、川原沢、伊佐沢、白兔、五十川、時庭、泉、歌丸、河井、今泉及び小出の各一部                                                                                                                              | 同                                           |
| 東 根 市     | 大字長瀨の一部                                                                                                                                                                                   | 同                                           |
| 尾 花 沢 市   | 大字六沢、大字下柳渡戸、大字鶴子、大字上柳渡戸、大字尾花沢、大字延沢及び大字細野の各一部                                                                                                                                              | 同                                           |

|       |                                                   |                                             |
|-------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 南 陽 市 | 坂井、法師柳、長瀬、西落合、三間通及び宮内の各一部並びに中央東                   | 同                                           |
|       | 坂井、法師柳、長瀬、西落合及び漆山の各一部                             | 平成23年11月30日から平成24年7月31日まで                   |
| 大 江 町 | 大字柳川の一部                                           | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで |
|       | 大字黒森及び大字柳川の各一部                                    | 平成23年11月30日から平成24年9月28日まで                   |
| 最 上 町 | 大字富沢、大字志茂、大字大堀、大字満沢、大字月楯、大字向町、大字本城、大字黒沢及び大字法田の各一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成25年3月29日まで |
| 川 西 町 | 大字小松、大字下小松、大字中小松、大字黒川、大字洲島、大字大塚、大字東大塚及び大字高豆蒨の各一部  | 同                                           |
| 白 鷹 町 | 大字中山の一部                                           | 平成23年11月30日から平成24年7月31日まで                   |

**山形県告示第1100号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営上野新田地区土地改良（ため池等整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営上野新田地区土地改良（ため池等整備）事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成24年11月27日から同年12月26日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第1101号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営鷲畑地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所本庁舎  
鶴岡市役所藤島庁舎

## 3 縦覧に供する期間

平成24年11月27日から同年12月26日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第1102号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡大蔵村大字南山字沼ノ台山2072の1（次の図に示す部分に限る。）、2074の102、2074の131

## 2 指定の目的

雪崩の危険の防止

## 3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1103号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡真室川町大字川ノ内字水上山3245の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る、伐採種は定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1104号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

尾花沢市大字丹生字榎木沢2630の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る、伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1105号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字大滝字小足沢山68の3、419
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る、伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1106号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字小玉川字雨戀沢696の1、字道子沢入697の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る、伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**山形県告示第1107号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第133号
- 2 指定の場所 寒河江市中央二丁目275番7の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長22.70メートル
- 4 指定年月日 平成24年11月13日

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第17号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成24年11月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

| 種 別    | 名 称     | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所  |
|--------|---------|-----|-------|--------------|
| 考古資料の部 | 人体装飾付土器 | 1   | 山 形 県 | 山形市松波二丁目8番1号 |
| 考古資料の部 | 円面硯     | 10  | 山 形 県 | 山形市松波二丁目8番1号 |

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第57号**

第46回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

平成24年11月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 候補者届出政党が山形県内で届けた候補者数 | テレビジョン放送                      | ラジオ放送       |
|----------------------|-------------------------------|-------------|
| 1人または2人              | 株式会社テレビユー山形 1回                | 山形放送株式会社 1回 |
| 3人                   | 株式会社テレビユー山形 1回<br>山形放送株式会社 1回 | 山形放送株式会社 1回 |

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地            | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                        |                                        |                                        | 金 敷         | 摘 要         |                                        |
|------------------|------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|----------------------------------------|
|                  |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営春日了パー<br>ト3号   | 米沢市春日五丁<br>目2-43 | 3DK  | 75.6                          | 1          | 一般用 | 25,700<br>円             | 29,700<br>円                            | 34,000<br>円                            | 38,300<br>円                            | 43,800<br>円 | 50,500<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |
| 同 中田第二ア<br>パート1号 | 同 中 田 町<br>901-2 | 同    | 54.6                          | 1          | 同   | 13,000                  | 15,000                                 | 17,200                                 | 19,400                                 | 22,200      | 25,600      |                                        |
| 同 米沢中央ア<br>パート2号 | 同 中央七丁<br>目5-77  | 同    | 68.7                          | 1          | 同   | 21,800                  | 25,200                                 | 28,800                                 | 32,500                                 | 37,100      | 42,800      |                                        |
| 同 相生了パー<br>ト2号   | 同 相生町7<br>-65    | 同    | 72.9                          | 1          | 同   | 23,300                  | 26,900                                 | 30,800                                 | 34,800                                 | 39,700      | 45,800      |                                        |
| 同 3号             | 同                | 同    | 72.9                          | 2          | 同   | 23,600                  | 27,300                                 | 31,200                                 | 35,200                                 | 40,200      | 46,400      |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年12月3日から同月7日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成25年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                      | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 金<br>敷 | 摘要                       |                                        |
|-----------------|--------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------------------|----------------------------------------|
|                 |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が186,000円<br>を<br>超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営東部アパ<br>ート2号  | 鶴岡市朝陽町6<br>-5            | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,900                  | 16,100                                 | 18,400                                 | 20,800                                 | 23,800                                 | 27,400 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |
| 同 川南アパ<br>ート1号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1         | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,400                  | 17,700                                 | 20,300                                 | 22,900                                 | 26,200                                 | 30,200 |                          |                                        |
| 同 5号            | 同 1-5                    | 3K   | 55.7                          | 1    | 同   | 16,900                  | 19,500                                 | 22,300                                 | 25,200                                 | 28,800                                 | 33,200 |                          |                                        |
| 同 こがねアパ<br>ート2号 | 同 こがね町<br>一丁目21-11       | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 19,800                  | 22,900                                 | 26,100                                 | 29,500                                 | 33,700                                 | 38,900 |                          |                                        |
| 同 余目アパ<br>ート    | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 3DK  | 62.6                          | 1    | 同   | 16,300                  | 18,800                                 | 21,600                                 | 24,300                                 | 27,800                                 | 32,100 |                          |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。  
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年12月5日から同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成25年2月上旬

平成25年度山形県立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の入学者を次のとおり募集する。

平成24年11月27日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

1 県立高等学校全日制の課程

| 学 校 名        | 設 置 学 科 |             | 入学定員 | 募集人員(%) |
|--------------|---------|-------------|------|---------|
| 山形県立 山形東高等学校 | 普 通     |             | 240  | 10%程度   |
| 同 山形南高等学校    | 普 通     |             | 240  | 15%程度   |
|              | 理 数     |             | 40   | 20%程度   |
| 同 山形西高等学校    | 普 通     |             | 240  | 15%程度   |
| 同 山形北高等学校    | 普 通     |             | 200  | 15%程度   |
|              | 音 楽     |             | 40   | 40%     |
| 同 山形工業高等学校   | 工 業     | 機 械 シ ス テ ム | 80   | 35%程度   |
|              |         | 電 子 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
|              |         | 情 報 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
|              |         | 建 築 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
|              |         | 環 境 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
| 同 山形中央高等学校   | 普 通     |             | 200  | 15%程度   |
|              | 体 育     |             | 80   | 70%程度   |
| 同 上山明新館高等学校  | 普 通     |             | 200  | 20%     |
|              | 農 業     | 食 料 生 産     | 40   | 40%     |
|              | 商 業     | 情 報 経 営     | 40   | 40%     |
| 同 天童高等学校     | 総 合     |             | 160  | 30%程度   |
| 同 山辺高等学校     | 家 庭     | 食 物         | 40   | 35%程度   |
|              |         | 福 祉         | 40   | 35%程度   |
|              |         | 看 護         | 40   | 35%程度   |
| 同 寒河江高等学校    | 普 通     |             | 200  | 15%程度   |



|   |            |     |           |     |       |
|---|------------|-----|-----------|-----|-------|
| 同 | 寒河江工業高等学校  | 工業  | 機械        | 40  | 35%程度 |
|   |            |     | 電子機械      | 40  | 35%程度 |
|   |            |     | 情報技術      | 40  | 35%程度 |
| 同 | 谷地高等学校     | 普通  |           | 120 | 20%   |
| 同 | 左沢高等学校     | 総合  |           | 120 | 15%程度 |
| 同 | 村山農業高等学校   | 農業  | 農産システム    | 40  | 35%程度 |
|   |            |     | 環境クリエイト   | 40  | 35%程度 |
| 同 | 楯岡高等学校     | 普通  |           | 200 | 15%程度 |
| 同 | 東根工業高等学校   | 工業  | 機械システム    | 40  | 40%   |
|   |            |     | 電子システム    | 40  | 40%   |
|   |            |     | プロダクトデザイン | 40  | 40%   |
| 同 | 北村山高等学校    | 総合  |           | 160 | 20%程度 |
| 同 | 新庄北高等学校    | 普通  |           | 200 | 10%程度 |
|   |            | 最上校 | 普通        |     | 40    |
| 同 | 新庄南高等学校    | 普通  |           | 120 | 10%程度 |
|   |            | 商業  | 総合ビジネス    | 40  | 20%程度 |
| 同 | 新庄神室産業高等学校 | 農業  | 生物生産      | 40  | 35%程度 |
|   |            |     | 生物環境      | 40  | 35%程度 |
|   |            | 工業  | 機械システム    | 40  | 35%程度 |
|   |            |     | 電気システム    | 40  | 35%程度 |
|   |            |     | 環境デザイン    | 40  | 35%程度 |
| 同 | 金山高等学校     | 普通  |           | 40  | 10%程度 |
| 同 | 真室川高等学校    | 普通  |           | 40  | 15%程度 |
| 同 | 米沢興譲館高等学校  | 普通  |           | 160 | 10%程度 |

|   |                 |     |                 |       |       |
|---|-----------------|-----|-----------------|-------|-------|
|   | 理 数             |     | 40              | 20%程度 |       |
| 同 | 米 沢 東 高 等 学 校   | 普 通 | 160             | 15%程度 |       |
| 同 | 米 沢 工 業 高 等 学 校 | 工 業 | 機 械             | 80    | 35%程度 |
|   |                 |     | 生 産 シ ス テ ム     |       |       |
|   |                 |     | 電 気             | 80    | 35%程度 |
|   |                 |     | 意 匠 情 報         |       |       |
|   |                 |     | 建 築             | 80    | 35%程度 |
|   |                 |     | 環 境 工 学         |       |       |
| 同 | 米 沢 商 業 高 等 学 校 | 商 業 | 総 合 ビ ジ ネ ス     | 80    | 35%程度 |
|   |                 |     | 国 際 ビ ジ ネ ス     | 40    | 35%程度 |
|   |                 |     | 情 報 ビ ジ ネ ス     | 40    | 35%程度 |
| 同 | 置 賜 農 業 高 等 学 校 | 農 業 | 生 物 生 産         | 40    | 35%程度 |
|   |                 |     | 園 芸 福 祉         | 40    | 35%程度 |
|   |                 |     | 食 料 環 境         | 40    | 35%程度 |
| 同 | 南 陽 高 等 学 校     | 普 通 | 200             | 15%程度 |       |
| 同 | 高 畠 高 等 学 校     | 総 合 | 120             | 25%程度 |       |
| 同 | 長 井 高 等 学 校     | 普 通 | 200             | 15%程度 |       |
| 同 | 長 井 工 業 高 等 学 校 | 工 業 | 機 械 シ ス テ ム     | 40    | 25%程度 |
|   |                 |     | 電 子 シ ス テ ム     | 40    | 25%程度 |
|   |                 |     | 福 祉 生 産 シ ス テ ム | 40    | 25%程度 |
| 同 | 荒 砥 高 等 学 校     | 総 合 | 80              | 20%程度 |       |
| 同 | 小 国 高 等 学 校     | 普 通 | 80              | 10%程度 |       |
| 同 | 鶴 岡 南 高 等 学 校   | 普 通 | 160             | 10%程度 |       |
|   |                 | 理 数 | 40              | 10%程度 |       |

|   |          |    |          |     |       |
|---|----------|----|----------|-----|-------|
| 同 | 鶴岡北高等学校  | 普通 |          | 160 | 15%程度 |
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工業 | 機械システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 生産システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 電気電子システム | 40  | 40%   |
|   |          |    | 情報通信システム | 40  | 40%   |
|   |          |    | 建築システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 環境システム   | 40  | 40%   |
| 同 | 鶴岡中央高等学校 | 普通 |          | 120 | 15%程度 |
|   |          | 総合 |          | 160 | 35%程度 |
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産 | 海洋技術     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 海洋資源     | 40  | 40%   |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農業 | 生物生産     | 40  | 35%程度 |
|   |          |    | 園芸科学     | 40  | 35%程度 |
|   |          |    | 生物環境     | 40  | 35%程度 |
| 同 | 山添高等学校   | 普通 |          | 40  | 15%程度 |
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合 |          | 120 | 40%   |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通 |          | 200 | 10%程度 |
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通 |          | 200 | 15%程度 |
| 同 | 酒田光陵高等学校 | 普通 |          | 120 | 15%程度 |
|   |          | 工業 | 機械       | 40  | 35%程度 |
|   |          |    | 電子機械     | 40  | 35%程度 |
|   |          |    | エネルギー技術  | 40  | 35%程度 |
|   |          |    | 環境技術     | 40  | 35%程度 |
|   |          | 商業 | 国際経営     | 120 | 35%程度 |

|               |     |  |    |       |
|---------------|-----|--|----|-------|
|               | 情 報 |  | 40 | 35%程度 |
| 同 遊 佐 高 等 学 校 | 普 通 |  | 40 | 20%   |

## 2 県立高等学校定時制の課程

| 学 校 名         | 設 置 学 科     | 入 学 定 員 | 募 集 人 員 (%) |       |
|---------------|-------------|---------|-------------|-------|
| 山形県立 霞城学園高等学校 | 普 通         | 午 前     | 40          | 15%程度 |
|               |             | 午 後     | 40          | 15%程度 |
|               | 夜           | 40      | 15%程度       |       |
| 同 鶴岡工業高等学校    | 工 業 工 業 技 術 | 40      | 40%         |       |

(注) 新庄北高等学校定時制、米沢工業高等学校定時制、及び酒田西高等学校定時制においては、推薦入学者選抜を実施しない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院総合医療情報システム関連電子機器の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年11月27日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室

(2) 日時 平成24年12月20日（木）午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県立河北病院総合医療情報システム関連電子機器 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年1月18日（金）

(4) 納入場所 山形県立河北病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

(1) から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。

(4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

- じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課情報企画係  
電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者またはくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 一連の調達契約に係る事項
- (1) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成24年3月23日
- 10 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を、平成24年12月7日（金）正午までに山形県立河北病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electronic equipment for the Comprehensive Medical Information System of Kahoku Prefectural Hospital 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A. M. December 20, 2012
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL0237-73-3131

平成24年11月27日印刷  
平成24年11月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056